

佐倉市授乳・おむつ替え用ベビーテント（赤ちゃん休憩室）貸出要領

（目的）

第1条 この要領は、市内で開催されるイベントに乳幼児の授乳やおむつ交換を行うためのスペースとして、授乳・おむつ替え用ベビーテント（以下、「赤ちゃん休憩室」という。）を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベントに参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的とする。

（貸出し条件）

第2条 赤ちゃん休憩室の貸出しを受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

（1）佐倉市又は佐倉市教育委員会の共催又は後援を受けてイベントを行う団体

（2）市民の広い参加が見込まれ、公益性のあるイベントを行う団体

2 赤ちゃん休憩室の貸出しは、前項に規定する団体が次の各号のすべてに該当するイベントを開催する場合に行うものとする。

（1）市内で開催されるイベント

（2）特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としないイベント

（3）乳幼児を連れた保護者がどなたでも参加できるイベント

（4）法令又は公序良俗に反しないイベント

（貸出しの申込み）

第3条 赤ちゃん休憩室の貸出しを受けようとする者（以下「使用者」という。）は、佐倉市授乳・おむつ替え用ベビーテント（赤ちゃん休憩室）貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 使用者は、貸出しを受けようとする日の7日前までに申請書を提出しなければならない。なお、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（貸出しの承認等）

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、佐倉市授乳・おむつ替え用ベビーテント（赤ちゃん休憩室）貸出承認書（様式第2号）又は佐倉市授乳・おむつ替え用ベビーテント（赤ちゃん休憩室）貸出不承認書（様式第3号）により使用者に通知するものとする。

2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、原則として先着順とする。

(貸出しの期間)

第5条 赤ちゃん休憩室の貸出期間は、最長7日とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が認める場合は、この限りでない。

(貸出料)

第6条 赤ちゃん休憩室の貸出料は、無料とする。

(貸出し及び返却)

第7条 使用者は、自ら佐倉市において赤ちゃん休憩室を直接借り受け、返却しなければならない。

2 使用者は、赤ちゃん休憩室の返却時には、清掃等を行うとともに、破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。返却にあたっては、市の点検を受けるものとする。

3 使用者は、返却した日から7日以内に佐倉市授乳・おむつ替え用ベビーテント（赤ちゃん休憩室）使用報告書（様式第5号）を市長へ提出しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、赤ちゃん休憩室の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (2) 申請書に記載のイベント等以外には使用しないこと。
- (3) 授乳・おむつ替え等の赤ちゃんの休憩以外の目的で使用しないこと。
- (3) 各備品の説明書に従い適正に管理し及び使用すること。
- (4) 予め定められた期間までに返却すること。
- (5) 清潔な状態を保つよう配慮すること。
- (6) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要綱の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸出承認を取り消した場合は、佐倉市授乳・おむつ替え用ベビーテント（赤ちゃん休憩室）貸出承認取消書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

3 前2項の場合において、既に貸出しを行っている場合は、市長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

4 貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第10条 赤ちゃん休憩室を破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで破損又は汚損している場合は、市長は使用者に対し実費弁償させることができる。

(市の責任)

第11条 赤ちゃん休憩室の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、赤ちゃん休憩室の貸出しについて必要な事項は別に定める。

附 則 (平成30年7月10日決裁30佐字第450号)

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月20日決裁佐字第235号)

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日決裁佐こ保第1339号)

この要領は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

佐倉市授乳・おむつ替え用ベビーテント（赤ちゃん休憩室）貸出申請書

年 月 日

（宛先）佐倉市長 西 田 三十五

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

印

授乳・おむつ替え用ベビーテント（赤ちゃん休憩室）の貸出しを下記のとおり申請します。なお、使用にあたっては、佐倉市授乳・おむつ替え用ベビーテント（赤ちゃん休憩室）貸出要領を遵守することを誓約します。

記

イベント名	
概要※	
開催期間	
開催場所	
貸出希望期間	年 月 日から 年 月 日
連絡先	担当者名： 電話番号：

※イベント内容が分かるチラシ等を添付すること

様式第2号（第4条関係）

佐倉市授乳・おむつ替え用ベビーテント（赤ちゃん休憩室）貸出承認書

年 月 日

団 体 名（代表者名） 様

佐倉市長 西 田 三十五

下記の条件を付して、授乳・おむつ替え用ベビーテント（赤ちゃん休憩室）の貸出しを承認します。

記

貸出期間	年 月 日から 年 月 日
許可条件	1. 赤ちゃん休憩室の目的以外に使用してはならない。 2. 使用権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。 3. 許可を受けた団体は、正しい方法で監理・使用し、使用によって生じた事故については、一切の責任を負うものとする。 4. 使用備品を汚損若しくは破損又は紛失したときは、直ちに市長に報告し、相当の代価をもって損害を弁償しなければならない。 5. 貸出期間内に返却するものとする。 6. 使用者がこの許可条件に違反したときは、使用を取消・変更するものとする。

様式第3号（第4条関係）

佐倉市授乳・おむつ替え用ベビーテント（赤ちゃん休憩室）貸出不承認書

年 月 日

団 体 名（代表者名） 様

佐倉市長 西 田 三十五

申請書の内容を審査した結果、下記のとおり授乳・おむつ替え用ベビーテント（赤ちゃん休憩室）の貸出しを不承認とします。

記

貸出期間	年 月 日から 年 月 日
不承認 の理由	

様式第4号（第9条関係）

佐倉市授乳・おむつ替え用ベビーテント（赤ちゃん休憩室）貸出承認取消書

年 月 日

団 体 名（代表者名） 様

佐倉市長 西 田 三十五

申請書の内容を審査した結果、下記のとおり授乳・おむつ替え用ベビーテント（赤ちゃん休憩室）の貸出承認を取り消します。

記

貸出期間	年 月 日から 年 月 日
取消理由	

様式第5号（第7条関係）

佐倉市授乳・おむつ替え用ベビーテント（赤ちゃん休憩室）使用報告書

年 月 日

（宛先）佐倉市長 西 田 三十五

使用者 住 所

団 体 名

代表者名

印

次のとおり、授乳・おむつ替え用ベビーテント（赤ちゃん休憩室）を使用したので報告します。

使用団体名	
使用年月日	年 月 日～ 月 日
使用時間・天候	時 分 から 時 分 天候
使用人数	人
返却に係る 自己点検	貸出備品の紛失の有無 （ 有 ・ 無 ） (有の場合) 貸出備品の破損・汚損の有無 （ 有 ・ 無 ） (有の場合) 貸出備品の清掃 （ 有 ・ 無 ） ※清掃を行ってから返却してください。 その他特記事項
使用状況	※設置した場所の写真等を添付してください。

- 使用報告書を提出しない場合又は虚偽の記載、若しくは遵守事項を守らなかった場合には、今後、貸出しはしませんのでご注意ください。